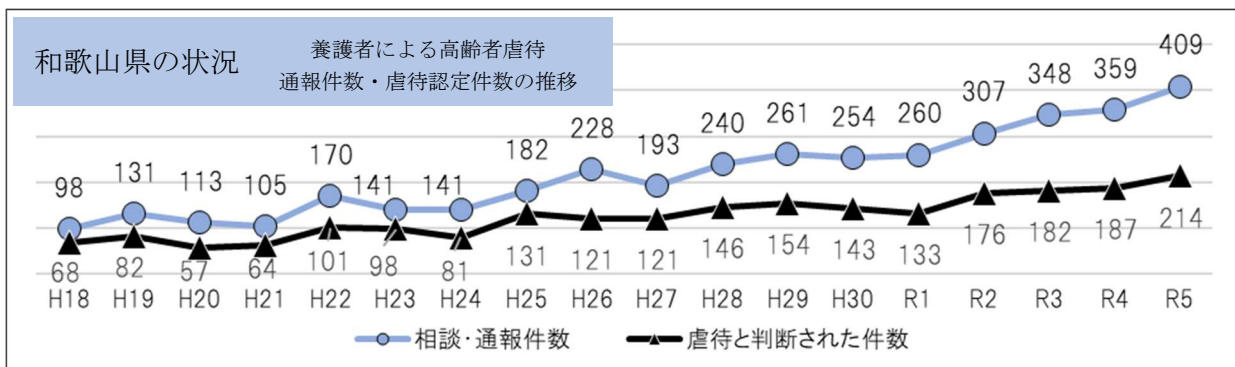




高齢者虐待を防ぎましょう

高齢者虐待とは

高齢者が家族などからの不適切な扱いにより権利などを侵害される状態や、生命、健康、財産が損なわれるような状態に置かれることをいいます。虐待というと暴力行為をまず思い浮かべますが、身体的虐待だけではなく、心理的虐待や介護の放棄など、さまざまな形があり、複数が重なり合って発生していることがあります。本県においても、高齢者虐待の件数は増加傾向にあります。



令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

高齢者虐待の予防

●介護保険サービスなどの活用

介護を一人や家族だけで抱え込まず、介護保険サービス（ホームヘルプ、デイサービスなど）をうまく利用し、介護者が自分の時間を持てるようにするなど介護負担を減らすことが大切です。

●地域での見守り活動

高齢者虐待はだれの身近にも起こりうる問題です。周囲の人の発見により防止することができます。問題を深刻化させないためにも早期発見・早期対応が重要です。あたたかい見守り活動を地域に根付かせましょう。

●介護者の孤立を防ぐ

虐待は介護者が孤立している場合に起こりやすいものです。地域包括支援センターなど専門機関への相談や、介護のストレスや悩み事を話し合える当事者の会や交流会に参加することで心に余裕が生まれます。

●認知症の正しい理解の普及

認知症の方の中には徘徊や暴言、昼夜逆転などの症状が出る方もいます。こういった症状は介護者の負担を増やすため虐待の要因となります。認知症を正しく理解し、適切な対応や接し方をしたり、適切な支援を受けることで介護負担を減らすことができます。

チェック☑

「介護ストレスでしんどい」、「もしかして自分のしていることは虐待？」そんなことが頭にちらついたときは一人で悩まず、最寄りの地域包括支援センターに相談してください。

また、虐待を受けていると思われる方を見つけた場合、まずは最寄りの市町村に相談・連絡をお願いします。

地域包括支援センター一覧

市町村高齢者虐待相談窓口一覧



チェックリストについてのお問合せは

県人権施策推進課まで

TEL：073-441-2566

FAX：073-433-4540

